第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第６号様式別表10記載要領

1　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴・⑵　略］

2　「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴・⑵　略］

3　「（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５・６　略］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第６号様式別表11記載要領

1　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴・⑵　略］

2　「（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」、「第３号」又は「第４号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［４～７　略］

第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第６号様式別表10記載要領

1　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式又は第６号様式（その２）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴・⑵　同左］

2　「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式又は第６号様式（その２）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴・⑵　同左］

3　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［５・６　同左］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第６号様式別表11記載要領

1　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、⑴に掲げる法人にあっては第６号様式又は第６号様式（その２）に添付し、⑵に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［⑴・⑵　同左］

2　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［４～７　同左］